

社会福祉法人 天水福祉事業会 一般事業主行動計画

妊娠中の職員及び子育てを行う職員等の職業と生活との調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

(1) 計画期間

令和 2 年 5 月 1 日
～ 令和 5 年 4 月 30 日 までの 3 年間

(2) 内 容

令和 5 年 4 月 30 日までに、職員に子どもの育児のための育児休業制度、育児休業給付制度及び産前産後休業制度など諸制度について周知することで、働きやすい雇用環境（インフォーマル制度含む）を整える。

(3) 対 策

- 令和 2 年 5 月 ～ 制度についての情報収集
制度の利用状況について実態把握
- 令和 2 年 10 月 ～ 内部検討委員会で、育児休業制度・育児休業給付制度及び産前産後休業制度（インフォーマル制度含む）の活用方法等について検討開始
- 令和 3 年 1 月 ～ 広報誌や職員会議等で職員に周知
- 令和 5 年 1 月 ～ 評価

